

2025年2月4日

事業所事務長 様  
事業所職場長 様  
実務担当責任者 様

人事総務課長

「病児保育料補助」の運用について  
～再確認と周知のお願い～

日頃より、人事総務課業務へご協力いただきありがとうございます。  
さて、このたび「病児保育料補助」について誤った運用がされたケースがありました。  
つきましては、改めて以下の運用についてご確認いただくとともに、該当する職場長への周知を  
お願いいたします。

補助対象者：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士

申請方法：病児保育利用にかかる保育園の証明を「病児保育料補助申請書（組合様式 12-3）」  
の施設記載欄に受けるか、領収書等の写しを添付する

対象児：小学校就学前までの子

※原則 翌月10日までに人事総務課へ申請してください。（1カ月ごとの申請）

※職場長は、病児保育の利用を指示した職員に、申請書の提出を求め、承認してください。

「病児保育料補助」とは

職場長が指示し、やむを得ず病児保育に預け入れる場合、病児保育料の全額を補助する  
制度です。